

介護老人福祉施設 煌奏館
利用料金のご案内

令和4年10月1日

＜施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費		652	720	793	862	929
加 算	看護体制加算【Ⅰ】ロ			4		
	看護体制加算【Ⅱ】ロ			8		
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】ロ			18		
	個別機能訓練加算【Ⅰ】			12		
	栄養マネジメント強化加算			11		
	サービス提供体制強化加算【Ⅲ】			6		
	口腔衛生管理加算【Ⅰ】			90/月		
	個別機能訓練加算【Ⅱ】			20/月		
	介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	59	65	71	76	82
		基本料金と上記の加算合計の8.3%となります。(小数点は以下は四捨五入)				
介護職員等 ベースアップ等支援加算	11	12	14	15	16	
	基本料金と上記の加算合計(介護職員処遇改善加算【Ⅰ】は含まない)の1.6%となります。(小数点は以下は四捨五入)					
1日あたりの合計		781	856	937	1,012	1,086

※福岡市は5級地で1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち負担割合証の割合分が利用者負担額となります。

※口腔衛生管理体制加算および個別機能訓練加算【Ⅱ】は1月あたりの単位数のため、1日あたりの合計には含まれておりません。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	820 円/日
	第2段階	820 円/日
	第3段階	1,310 円/日
	第4段階	1,950 円/日
食 費	第1段階	300 円/日
	第2段階	390 円/日
	第3段階①	650 円/日
	第3段階②	1,360 円/日
	第4段階	1,445 円/日

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位:円)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	60,144	62,574	65,198	67,628	70,025
	第2段階	62,934	65,364	67,988	70,418	72,815
	第3段階①	86,184	88,614	91,238	93,668	96,065
	第3段階②	108,194	110,624	113,248	115,678	118,075
	第4段階	130,669	133,099	135,723	138,153	140,550

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	156,095	160,954	166,202	171,061	175,856

3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	181,519	188,808	196,680	203,969	211,161

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額認定証につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(1,950円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

初期加算	30単位/日	入所した日及び30日を超える入院後に退院した日から起算して30日以内
個別機能訓練加算 ※(Ⅰ)(Ⅱ)併算可	(Ⅰ) 12単位/日	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能計画に基づき計画的に行った機能訓練について算定する。
	(Ⅱ) 20単位/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	○管理栄養士を入居者50で除して得た数以上配置。 ○低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する。 ○低栄養状態のリスクが低い入居者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。 ○入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
療養食加算	6単位	医師の指示による特別食を提供する場合(1食につき)
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する(1日につき)
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90単位/月	口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた管理を計画的に行う。 ※歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し、口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施。
	(Ⅱ) 110単位/月	加算(Ⅰ)に加え、口腔衛生の管理に係る計画内容を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理に当たって、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用していること。
安全対策体制加算	20単位/月	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。(入居時に1回のみ算定)
看取り介護加算【Ⅰ】	144単位	死亡日以前4日以上30日以下(1日につき)
	680単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)
	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上(1日につき)